

学校感染症の届出書

月江寺幼稚園
園長 佐藤道生 殿

月江寺幼稚園
組 氏名

- 上記の者について、次の病気(○印)と判断しました。
- 上記の者について、次の病気により_____年_____月_____日から_____年_____月_____日
(_____日間)まで出席を停止したことを認めます。
- 登校許可_____年_____月_____日より登校可能です。

種類	○印	病名	出席停止期間の基準 (※ただし、医者が伝染のおそれがないと認めたときは、この限りではない)
第1種		病名()	治癒するまで
		インフルエンザ(型)	発生した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで
		麻しん	解熱した後、3日を経過するまで
第2種		流行性耳下腺炎	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
		咽頭結膜炎	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
		結核	医師が伝染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において伝染のおそれがないと認めるまで
第3種		コレラ	医師が伝染のおそれがないと認めるまで
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
(下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの)			
		溶連菌感染症	抗生素治療開始後24時間を経て全身状態が良くなるまで
		手足口病	発熱、口内疹などの急性期症状が消退して、全身状態が安定するまで
		伝染性紅斑	発疹のみで全身状態が良ければ登校(園)可能
		その他の感染症()	症状が改善し、全身状態が良くなるまで

(注)「他の感染症」とは、ウイルス肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナをいいます。
「通常出席停止の処置は、必要ないと考えられる感染症」アタマジラミ・水いぼ(伝染性軟疣(属)腫)・伝染性膿瘍疹

令和 年 月 日

保 護 者 氏 名

印